

令和7年度 茨城県国民健康保険

かかりつけ医及び地域の薬局と 連携した保健事業について

茨城県保健医療部保健政策課
国民健康保険室

令和7年7月8日(火)
19:00～20:00



1

事業の概要について

- 健康寿命の延伸や医療費適正化のため、保険者の疾病予防・健康づくりの取組みは重要性が増している。
- 特定健診未受診者の理由調査では、「**医療機関通院中のため、特定健診を受診していない**」という理由が最も多かった。
- このため、通院中の被保険者(県民)と接する機会の多い地域の薬局にご協力いただき、地域の保健事業を推進していきたい。

2

事業の概要について

特定健康診査(特定健診)とは

- 特定健診は、**メタボリックシンドローム**に着目して、生活習慣病のリスクを早期に発見し、生活習慣病の予防・改善を意識してもらうもの。

被保険者(県民)にとってのメリット

- ①自分自身の健康状態を把握できる
- ②健診結果を踏まえ、現在の健康状態にあったアドバイスなどが受けられる
- ③新たな**疾病の予防**、**重症化の予防** あるいは **遅らせる**ことによって、健康寿命の延伸に寄与する



3

事業の概要について

基本的な検査項目

- 身体計測(身長、体重、BMI、**腹囲**)
- 理学的検査(身体診察)
- 血圧**測定
- 血液検査
 - 脂質**検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
 - 血糖**検査(空腹時血糖またはHbA1c)
 - 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)
- 検尿(尿糖、尿蛋白)

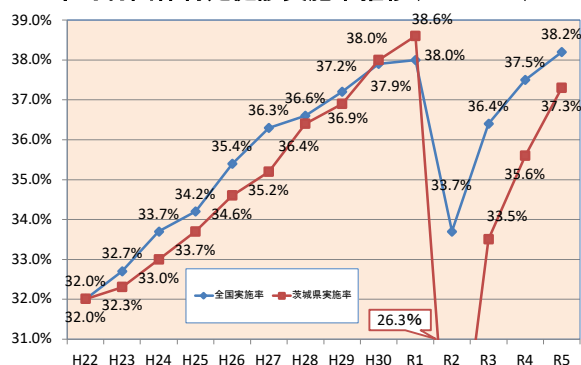


4

事業の概要について

特定健診の実施状況

市町村国保特定健診実施率推移(H22～R5)



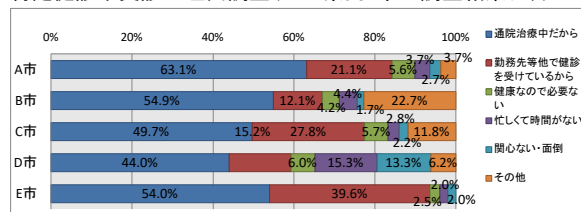
5

事業の概要について

○特定健診未受診者の理由調査では

「**医療機関通院中のため、特定健診を受診していない**」という理由が最も多かった。

特定健診未受診の理由調査(H26:県内5市の調査結果より)

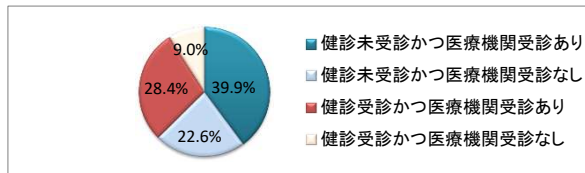


6

事業の概要について

茨城県内市町村国保

特定健診対象者の健診受診有無・医療機関受診有無別割合（R4年度）



本事業のねらい

- 通院中の被保険者と接する機会が多い地域の**保険薬局**にご協力いただき、**地域の保健事業を推進**していきたい
- 本事業を機に、**県内市町村国保により、独自にさらなる保健事業を展開**してもらいたい

7

事業の概要について

特定健診を受けてわかること

検査項目	疑われる疾患
身体計測	内臓脂肪型肥満
血圧測定	高血圧、動脈硬化など
血中脂質検査	脂質異常症、動脈硬化など
肝機能検査	肝炎、脂肪肝、肝硬変、肝障害など
血糖検査	糖尿病など
尿検査	糖尿病、腎臓病、泌尿器系疾患など

放っておくと

高血圧、動脈硬化、脂質異常症 → 心臓病・脳卒中
糖尿病 → 腎臓病 → 透析
肝炎、脂肪肝 → 肝臓がん

になってしまうかも…



8

事業の概要について

「通院に係る検査」と「特定健診」の目的の違い



今、通院しているから別に検査を受ける必要はないんじゃないの？

「治療のための検査」と、「特定健診」は、**検査の目的**が異なります



9

事業の概要について

市町村国保被保険者への特定健診受診勧奨

- 本事業は**市町村による健康づくりや重症化予防施策の一部となっている。**
- 本事業を通じて、市町村の取組みへの協力、地域住民との顔の見える関係づくりの一環として、**薬局での地域活動**として積極的にご参加いただきたい。

10

事業の概要について

これまでの事業実施の経緯

年度	対象地域	参加薬局	実施者数
令和6年度	古河市、五霞町、石岡市	49薬局	194名
令和5年度	つくばみらい市、古河市	42薬局	146名
令和4年度	那珂市、東海村、笠間市、北茨城市、結城市	69薬局	245名
令和3年度	那珂市、東海村、笠間市	27薬局	224名
令和2年度	那珂市、東海村、笠間市	69薬局	92名

県の事業実施後、市が独自に地域薬剤師会と実施・継続するケースもあった

11

事業の概要について

事業実施後の薬局からのご意見（抜粋）

普段の服薬指導の会話の中で、確認や説明などをしたので、むしろ患者さんとのコミュニケーションに役立った

初回の声掛けも、後日の確認も、簡単だった

といった意見が多かったが下記のような意見も多かった

薬局業務中に別途の声かけが**時間的に難しく**、限られた人にしか出来なかった

特定健診の説明だけならまだしも、**後日の聞き取りも、となるとなかなか難しかった**

12

事業の概要について

令和7年度事業はさらにシンプルに

- なるべく薬局の業務に負担がかからないようにしたい
- 多くの対象者に「特定健診」への認知や、受診行動につなげてもらいたい
- 将来的に市町村が独自に行う場合も、簡易な業務内容と適正な予算支出で進められるようにしたい

上記のことから、令和7年度の事業内容は、従来の内容よりさらにシンプルなものとなりました

13

事業の概要について

従来

対象：当該市町村の国民健康保険加入者で40歳から74歳までの特定健診未受診者
内容：以下の2段階の取組み
①特定健診の受診勧奨
②1か月程度後の受診確認
※受診に至った場合には2,000円の報酬
受診に至らなかった場合には1,000円の報酬

令和7年度

対象：【従来と同じ】
内容：以下の1段階のみの取組み
①特定健診未受診者への受診勧奨
※結果に関係なく一律1,000円の報酬

※受診勧奨した被保険者が「対象者」かどうか等、従来同様、茨城県により実施内容の確認がなされたうえで薬局への支払額が決定します。

14

令和7年度事業について

①ご協力いただきたい内容と対象者

- 対象地域の市町村国保被保険者のうち、
- 特定健康診査（以下「特定健診」）未受診者への受診勧奨で、受診勧奨対象は、40歳から74歳までの方



窓口での聞き取りにより、令和7年度分の未受診者かどうかを判断する

15

令和7年度事業について

②対象地域と参加薬局の条件

下記の地域で、当該店舗の管理薬剤師が、茨城県薬剤師会会員であること

- 古河薬剤師会（古河市、五霞町の保険薬局）
- 石岡薬剤師会（石岡市の保険薬局）
- 高萩薬剤師会（北茨城市の保険薬局）
- ひたちなか薬剤師会（東海村の保険薬局）
- 常陸大宮薬剤師会（那珂市の保険薬局）
- 笠間薬剤師会（笠間市の保険薬局）

店舗内で実際に取り組む方はどなたでもOKです

16

令和7年度事業について

③特定健診の受診勧奨開始

- 対象者（国保加入者）へ「別紙1 特定健診受診状況聞き取り用紙」により、聞き取りを行う。

聞き取りの結果として、既に、他の薬局で受診勧奨をされていたとしても、本事業の趣旨に照らし、対象としてOKです（同一薬局での重複はNGです）

重要
その1

過去に、対象外（国保加入者以外）の方への受診勧奨により、一部の薬局に手数料がお支払いできないケースがありました。
事前に準備ができるのであればあらかじめ、対象地域の国保の被保険者で声掛け対象の方をピックアップしておくと良いです。

17

令和7年度事業について

④特定健診の受診勧奨方法

- 聞き取り結果により、特定健診の案内、受診勧奨等をお願いします。

特定健診未受診者勧奨1名につき
1,000円をお支払いいたします。

重要
その2

過去に、対象外（国保加入者以外）の方への受診勧奨により、一部の薬局に手数料がお支払いできないケースがありました。
声掛けで判明した特定健診の未受診者を件数としてカウントしてください。

18

令和7年度事業について

薬局での受診呼びかけの資料



19

令和7年度事業について

特定健診とは？



生活習慣病の予防のため、40歳～74歳の対象者に
メタボリックシンドロームに着目した健診を行います

- 国民健康保険などの医療保険者は、国の定めにより、40歳以上の加入者に特定健康診査を実施することが義務付けられています。
- 特定健康診査は、糖尿病や脂質異常症、高血圧などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者および予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、早期発見するために行うものです。メタボリックシンドロームのリスクに応じて保健指導レベルを決定し、特定保健指導が行われます。

特定健診 受診者の声

<Aさんの声>

1年に1度の健康診断によって、自分では気づかない健康状態を知ることができ、一歩で受診するよりも安心で受診できることに感謝です。

<Bさんの声>

1年に1度受診することで1年間安心して過ごせます。自覚症状がないのに健康が保てたことは受診して本当に良かったと思います。

特定健診のメリット



- 生活習慣病の早期発見ができる！
- 特定健診をきっかけに生活習慣を見直し、健康的な毎日過ごすことができる！

20

令和7年度事業について

⑤結果をまとめる

- 別紙2「保健事業支援結果報告書」に以下を記入。
 - ア) **事業実施の有無**
 - イ) **受診勧奨人数**
 - ウ) **手数料受取のための振込先情報**

受診勧奨者数に**上限は設けません**。

※ただし、事業予算上限に達した場合には、**全参加薬局の実施件数に応じて按分し、減額してお支払い**をさせていただきます。

※参考目安として、すべての参加薬局が相当数取り組んだ場合の想定予算は1薬局30名としています。

21

令和7年度事業について

⑥結果の報告先

様式	報告先
別紙1 被保険者への聞き取り用紙	茨城県 方法：郵送
※従来は各市町村にお送りいただきましたが、本年度は茨城県がとりまとめをいたします ※受診勧奨した被保険者が「対象者」かどうか等、従来同様、茨城県により実施内容の確認がなされたうえで薬局への支払額が決定	
別紙2 手数料の振込先情報等	茨城県薬剤師会 方法：FAX

22

令和7年度事業について

- 事業参加申込から実施開始までのスケジュール

事前説明会	本日(令和7年7月8日)
参加申込	7月17日(木)までに【必着！】 茨城県薬剤師会へ参加申込書をFAXにてお送りください (本書をもって正式申込となります)
各種様式の受取	7月下旬頃に、参加薬局へ各種様式等を送付いたします
声掛け開始	8月スタート(5市村)、9月スタート(2市町)
各種様式の提出期限	令和7年11月上旬、令和7年12月上旬
県による確認と手数料額の確定	令和7年12月～令和8年1月(予定)

23

事業実施期間

地域	スケジュール・概要等
古河市	9月開始(9月・10月・11月)
石岡市	8月開始(8月・9月・10月)
北茨城市	8月開始(8月・9月・10月)
東海村	8月開始(8月・9月・10月)
那珂市	8月開始(8月・9月・10月)
五霞町	9月開始(9月・10月・11月)
笠間市	8月開始(8月・9月・10月)

※市町村が希望する時期
(特定健診の受診率が落ち込む3カ月間)で実施

24

[illegible][illegible][illegible]

特定健診で身体に潜む病気のリスクを早期発見！

1年に1度の健診で自分の健康を改めて見ておきましょう



特定健診の受診方法について

【令和7年度 特定健康診査市内指定医療機関一覧】

	医療機関名	住所	電話番号
市立病院	内科総合科	市立病院 2階 内科	0296-77-0811
	呼吸内科	市立病院 3階 内科	0296-77-0177
	消化内科	市立病院 322号 内科	0296-77-0331
	皮膚科	市立病院 326号 内科	0296-77-0451
	内科内臓病内科・内科リウマチ科	市立病院 内科 527	0296-77-0466
市立病院	メタボリック・予防クリニック	市立病院 152号 内科	0296-77-0485
	東市立クリニック	市立病院 内科 308	0296-78-0111
	市立中央内科クリニック	市立中央 内科 325	0296-77-0322
	市立中央内科クリニック	市立中央 内科 326	0296-77-0344
	山形市立病院	山形市立 内科 150	0296-77-0311
市立病院	内科循環器・アレルギー	市立病院 内科 279	0296-77-0120
	内科アレルギー	市立病院 内科 279	0296-78-0111
	泌尿器科	市立病院 内科 155	0296-77-0410
	外科一般外科・消化器科	市立病院 外科 158	0296-77-0377
	産婦人科	市立病院 産科 468	0296-76-0202

※市内の指定医療機関ではありませんので、市内の指定医療機関を受診の際は、受診希望の診療科目・診療科を必ずご確認ください。

※ 特定健康診査受診までの手続

- 1 市立病院・保健センターで予約
- 2 予約後、医療機関へ受診希望の住所を伝える。（電話または電子申請）

医療機関 0296-77-1101（受付 9時～17時）

※予約の受付は、市立病院の予約センター（電話）にて受け付けます。
 医療機関へ予約の申し込みは、

- 1 送付された受診票、及び自己申告書をお手元のうえ、発送してください。

※市立病院の予約センター（電話）に予約の申し込みをされた方でも、医療機関の受診希望の医療機関、受診希望する日と時間をお知らせする「自己申告書」を市立病院の予約センター（電話）に送付する必要があります。

お申し込み先 市立病院 特定健康診査予約センター TEL 0296-77-1101

特定健診で身体に潜む病気のリスクを早期発見！

1年に1度の健診で自分の健康を改めて見ておきましょう



特定健診の受診方法について

【令和7年度 特定健康診査市内指定医療機関一覧】

	医療機関名	住所	電話番号
市立病院	内科総合科	市立病院 2階 内科	0296-77-0811
	呼吸内科	市立病院 3階 内科	0296-77-0177
	消化内科	市立病院 322号 内科	0296-77-0331
	皮膚科	市立病院 326号 内科	0296-77-0451
	内科内臓病内科・内科リウマチ科	市立病院 内科 527	0296-77-0466
市立病院	メタボリック・予防クリニック	市立病院 152号 内科	0296-77-0485
	東市立クリニック	市立病院 内科 308	0296-78-0111
	市立中央内科クリニック	市立中央 内科 325	0296-77-0322
	市立中央内科クリニック	市立中央 内科 326	0296-77-0344
	山形市立病院	山形市立 内科 150	0296-77-0311
市立病院	内科循環器・アレルギー	市立病院 内科 279	0296-77-0120
	内科アレルギー	市立病院 内科 279	0296-78-0111
	泌尿器科	市立病院 内科 155	0296-77-0410
	外科一般外科・消化器科	市立病院 外科 158	0296-77-0377
	産婦人科	市立病院 産科 468	0296-76-0202

※市内の指定医療機関ではありませんので、市内の指定医療機関を受診の際は、受診希望の診療科目・診療科を必ずご確認ください。

※ 特定健康診査受診までの手続

- 1 市立病院・保健センターで予約
- 2 予約後、医療機関へ受診希望の住所を伝える。（電話または電子申請）

医療機関 0296-77-1101（受付 9時～17時）

※予約の受付は、市立病院の予約センター（電話）にて受け付けます。
 医療機関へ予約の申し込みは、

- 1 送付された受診票、及び自己申告書をお手元のうえ、発送してください。

※市立病院の予約センター（電話）に予約の申し込みをされた方でも、医療機関の受診希望の医療機関、受診希望する日と時間をお知らせする「自己申告書」を市立病院の予約センター（電話）に送付する必要があります。

お申し込み先 市立病院 特定健康診査予約センター TEL 0296-77-1101

28

ご清聴ありがとうございました



29